

後期高齢者医療保険料のお知らせ

令和5年度後期高齢者医療制度の保険料が決定しました

後期高齢者医療制度の保険料は、令和4年中の所得金額と令和5年4月1日（令和5年4月2日以降資格取得の方は、資格取得日）の世帯状況をもとに算定し、決定しています。

令和5年度分の保険料額と7月期以降の期ごとの納付額は、保険料額決定通知書で確認できます。

保険料額決定通知書の見方

総所得金額等から基礎控除額を控除した金額を表示しています。

平成30年度から所得割額の軽減特例は廃止されています。

年間保険料額を表示しています。
※10円未満を切り捨てた額になります。

被保険者氏名	〇 〇 〇 〇	被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
決定年月日	〇〇〇〇年6月30日	決定理由	保険料額を決定しました
		〇〇〇〇年度分の保険料額	〇〇,〇〇〇円

保険料算定の基礎

① 賦課のもととなる所得金額	② 所得割率	③ 所得割額 ①×② (12か月分)	④ 均等割額 (12か月分)	⑤ 算出額 ③ + ④	⑥ 限度超過額
〇,〇〇〇,〇〇〇	10.54%	〇〇,〇〇〇	56,435	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
⑦ 所得割軽減額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑧ 均等割軽減額 (12か月分)	⑨ 年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩ 月割減額
〇〇,〇〇〇			〇〇,〇〇〇	〇〇	〇〇,〇〇〇
					⑮ 保険料額 ⑨+⑩-⑭-⑬
					〇〇,〇〇〇

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

⑪ 均等割額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑫ 均等割軽減額	⑬ 年保険料額 ⑪-⑫	月数	⑭ 月割軽減
〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇	〇〇,〇〇〇

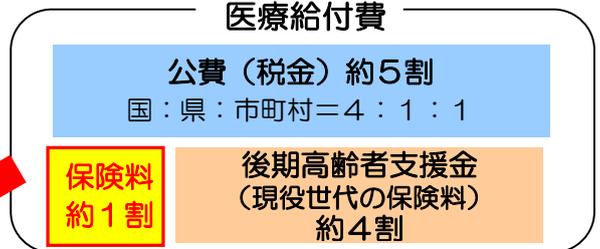
均等割額の軽減、または社会保険の被扶養者の軽減措置の対象となる場合、その軽減額を表示しています。

保険料計算の対象となる月数を表示しています。

● 保険料の決まり方～保険料は医療費の大切な財源です～

医療費は、被保険者が病院などで支払う自己負担額と、保険から給付される医療給付費で構成されています。

この医療給付費のうち、約1割を被保険者が保険料として負担します。



**** 保険料は県内同じ基準で算定され、お一人おひとりが負担します ****

個人ごとの保険料（10円未満切り捨て）

均等割額
56,435円

+

所得割額

$$\left[\begin{array}{l} \text{総所得金額等} \\ - \text{基礎控除額} \end{array} \right] \times \text{所得割率} 10.54\%$$

【限度額66万円】 所得の多い方でも、年額66万円が上限になります。

※総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」等で、各種所得控除前の金額です。

※障害・遺族・老齢福祉年金は非課税年金のため、保険料算定の基礎となる所得には含まれません。

保険料の軽減【令和5年度】

① 均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて、均等割額（年額56,435円）を軽減します。

対象者の所得要件	軽減割合	軽減後の均等割額（年額）
同一世帯※1内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額※2の合計額		
43万円（基礎控除額） +10万円×（給与所得者等の数－1）※3 以下	7割	16,930円
43万円（基礎控除額）+29万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）※3 以下	5割	28,217円
43万円（基礎控除額）+53.5万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）※3 以下	2割	45,148円

※1「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる方、県外からの転入者等はその時点)の世帯が基準となります。

※2「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の方の公的年金は、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額15万円」となる等、例外があります。

※3下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

② 後期高齢者医療制度に加入する前日に社会保険の被扶養者であった方への軽減

社会保険とは、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合などになります。ただし、国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

均等割額：5割軽減（年額 28,217円）

※ 均等割額の軽減については、制度加入後2年間限りです。

※ 均等割額が7割軽減に該当する方は、7割軽減が優先となります。

※ 所得割額はかかりません。

保険料の減免

災害や所得の著しい減少など、特別な事情により保険料を納めることが著しく困難になったときは、申請により保険料が減免される場合があります。岡垣町税務課までご相談ください。

種類	減免基準
災害	震災、風水害、火災などの災害により、被保険者等*の財産に一定以上の損害を受けた場合
所得減少	被保険者等*の所得が、事業の休廃止や失業などにより前年に比べ 30%以上減少し、かつ310万円以下である場合
生活保護	生活保護の適用を受けるようになった場合
給付制限	刑事施設などに収監され給付を受けられない期間が月をまたがってあった場合

※ 被保険者等には、被保険者と同一世帯の世帯主及び他の被保険者を含みます。

● 県外へ転出された方など

現在、福岡県の被保険者資格がない方でも、令和5年4月以降に加入期間が1か月以上あった場合は、月割計算した保険料額を納めます。

● 福岡県内の他市町村から岡垣町に転入された方（※年間の保険料額は変わりません。）

- ・ 岡垣町に転入した月の前月分までの保険料・・・転入前の市町村に納めます。
- ・ 岡垣町に転入した月からの保険料・・・・・・岡垣町に納めます。

特別徴収（年金からの天引き）から口座振替への変更について

特別徴収の方は、どなたでも申請により特別徴収から口座振替へ変更できます。

変更を希望する方は、7月31日（月）までに口座振替の申請を行うと、10月支給分の年金から天引きが中止され、口座振替による納付へ変更になります。

※ただし、これまでに保険料の滞納がある場合は、口座振替への変更が認められないことがあります。

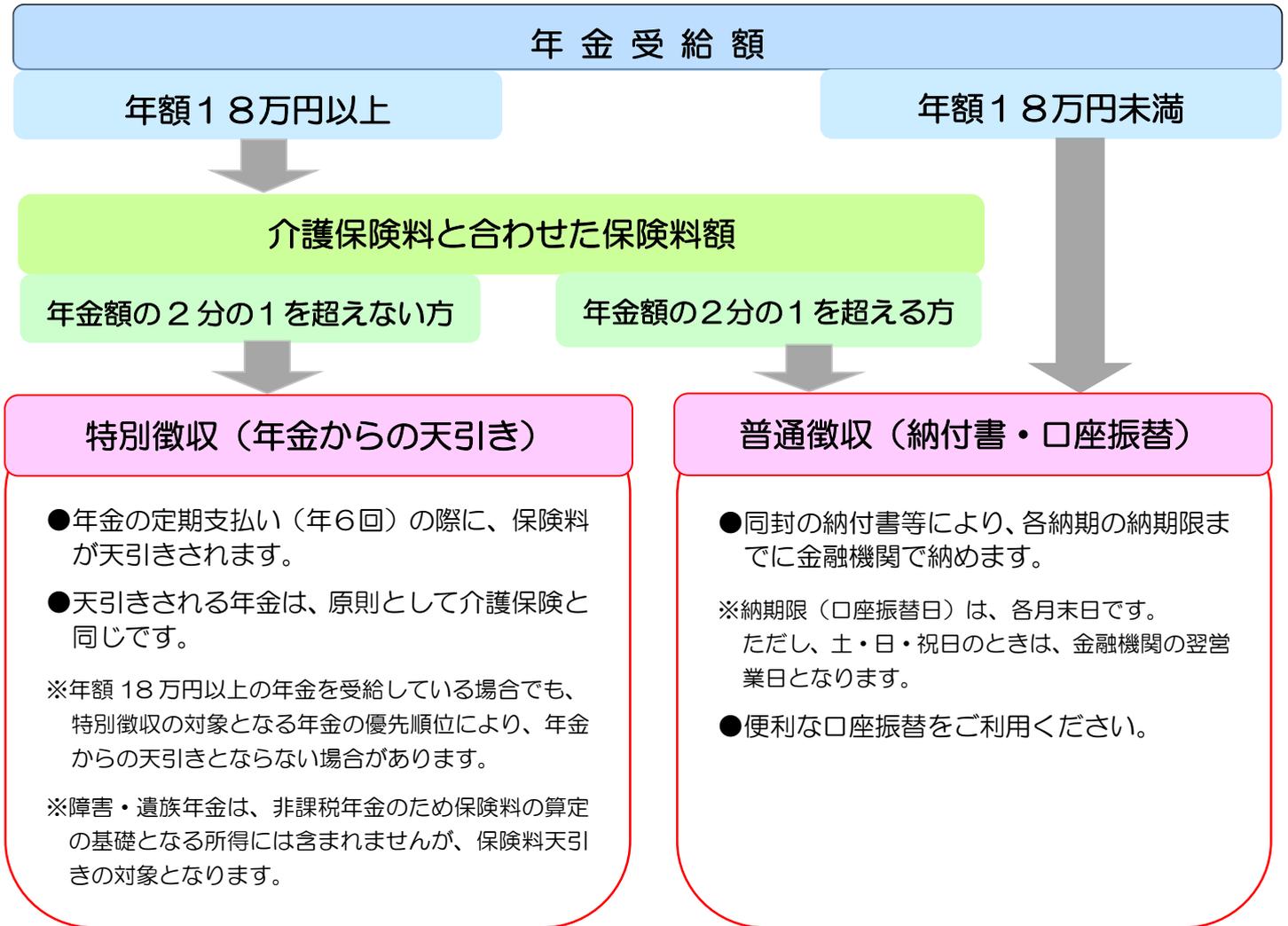
【社会保険料控除について】

後期高齢者医療保険料は、所得税及び住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。

特別徴収（年金天引き）から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で納付した方に適用されますので、世帯全体の所得税及び住民税の負担額が変わることがあります。

● 保険料の納め方

保険料の納め方は、受給している年金の額等によって、「年金から天引きされる特別徴収」と「納付書などで納める普通徴収」の2とおりに分かります。



● 保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、有効期限の短い保険証や資格証明書が交付され、給付の一時差し止めや滞納処分の措置がとられることがあります。

● 後期高齢者医療保険料の納付義務について

高齢者の医療の確保に関する法律第108条第2項、第3項の規定に基づき世帯主及び配偶者は、被保険者と連帯して当該保険料の納付義務を負います。

● お問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター

電話 092-651-3111
FAX 092-651-3901
【平日 朝8:30～夕方5:30】
（土・日・祝日休み）

岡垣町役場税務課 （保険料納付・特別徴収から口座振替への変更について）

電話 093-282-1211（内線272）
FAX 093-282-1310
【平日 朝8:30～夕方5:15】
（土・日・祝日休み）

還付金詐欺にご注意！

市役所（町村役場）などの職員を装い電話をかけ、ATM（現金自動預け払い機）で医療費や年金等の払い戻しの手続きをされると偽り、お金をだまし取ろうとする詐欺事件が多発しています。

ATMを介して払い戻しをすることは絶対にありませんので、ご注意ください。